別紙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　第

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　月　　日

（あて先）

　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

社会福祉施設等施設整備費県費補助金により取得した○○施設に係る財産処分

（取りこわし）の協議について

　　　年　　月　　日付け社福第　　　　号埼玉県福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、県の補助事業により取得した財産の財産処分（取りこわし）を行いたいので、関係書類を添えて協議します。

**１　処分の種類 　取りこわし**

**２　財産処分の概要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①　補 助 事 業 者 | ②　施 設 名 | ③　所 在 地 | | | | | | |
|  |  |  | | | | | | |
| ④施設(設備)種別 | ⑤建 築 構 造 | ⑥処分に係る建物面積 | | | ⑦建物延べ面積の全体 | | | ⑧定 員 |
|  | 造 | ㎡ | | | ㎡ | | | 名 |
| ⑨ 県費補助基本額 (処分に係る部分の額) | ⑩県費補助全体額 | ⑪総事業費 | | ⑫県費補助年度 | | ⑬処分制限期間 | | ⑭経過年数 |
| 円 | 円 | 円 | | 年度 | | 年 | | 年 |
| ⑮ 処 分 の 内 容 | | | | | | | ⑯ 処分予定年月日 | |
|  | | | | | | |  | |
| ⑰ 評 価 額 | | | ⑱ 評価額の算定方法(いずれかに○） | | | | | |
|  | | | 定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額 | | | | | |

**３　経緯及び処分の理由**

|  |
| --- |
|  |

**４　承認条件としての納付金 （ 有 　無 ）**

・ →無の場合 （次の承認基準の第３（県費納付に関する承認基準）の該当項目に○

**２ 地方公共団体以外の者 （１）→（ ②ウ ③ ④ ⑤ア ⑤イ ）**

**５　添付資料**

・ 対象施設の図面（県費補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真

・ 県費補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）

・ その他参考となる資料

（記入要領）

1. 処分の概要
   1. 「⑤施設（設備）種別」欄には、県費補助金交付金額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：身体障害者更生施設）を記入すること。
   2. 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、 れんが造、石造等建物構造について記入すること。
   3. 「⑯処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を取り壊し、□□施設（定員○人）に改築。

* 1. 「⑱評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑲評価額の算定方法」欄では、当該評価額の算定方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

1. 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

1. 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を県に納付する旨の条件が付されている場合は「有」に、 条件が付されていない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

1. 添付書類
   1. 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
   2. その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。